

令和3年稲敷市農業委員会第5回総会

[5月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 5 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について  
日程 7 議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 8 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)  
日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号  
日程10 議案第7号  
日程11 議案第8号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	15番	関口邦子君
7番	吉田武君	16番	高須一郎君
8番	内田和新君	17番	篠崎文夫君
9番	宮本信夫君	18番	川島昇君

10番 黒田和夫君 19番 根本 脩君

---

欠席委員

3番 横田 悌次君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	根本 大君
農業委員会事務局長補佐	谷部 義也君
農業委員会事務局係長	田中 孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢 心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和3年5月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は、3番横田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は7番吉田武委員、8番内田和新委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。議案書1ページから3ページまでの5件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくお願いをいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書4ページからになります。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

受理番号1, 2につきましては、双方からの合意解約によるものであります。

受理番号3から6ページの受理番号8までは、いずれも農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくお願いをいたします。

---

### 日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転2件でございます。

受理番号1番 高田字御城 田1筆, 畑1筆, 768㎡

受理番号2番 高田字御城 田1筆, 6.33㎡

についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、受贈するものでございます。

受理番号3番 椎塚字浦向 田1筆, 113㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作

便利のため、買い受けるものでございます。

受理番号4番 浮島字勝木 田1筆, 304㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。受理番号1番2番について報告いたします。

5月6日に、水飼推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農業従事日数は250日、経営面積は165アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

続いて3番です。

5月6日に、木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、軽トラック1台を所有しております。農業従事日数は150日、経営面積は138アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番(黒田和夫君) 10番黒田です。受理番号4番について報告いたします。

5月7日に、山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に野菜を栽培する農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は220アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし)との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

日程 5 議案第 2 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 2 号、「農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局係長（平沢心平君） 8 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付」について

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う不動産競売に対する買受適格証明書の交付 1 件でございます。

受理番号 1 番について 申請人が経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査結果は、報告書のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4 番（遠藤一行君） 4 番遠藤です。受理番号 1 番について報告いたします。

5 月 1 日に、海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培する農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台、トラック 1 台を所有しております。農作業従事日数は 1 6 0 日、経営面積は 1 0 0 アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第 2 号、「農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」でございます。

受理番号1番 犬塚字荒野原 畑2筆、1984.61㎡についてですが、平成31年3月総会で許可をし、事業期間を延長承認いたしました事業の再度の期間延長に伴う事業計画変更でございます。建設資材展示場の造成工事を行うため、一時的に工事車両進入路として農地を一時転用しておりましたが、期間を延長するものでございます。茨城県に県の埋立て等変更許可申請を提出しており、県に確認したところ許可見込みありとの回答を得ており、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。横田委員が欠席のため、代理で報告いたします。

受理番号1番について、去る6日 古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、進入路として一時的に利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり承認することに決定をいたしました。

---

日程7 議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 10ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 下根本字天神前 畑1筆、305㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、現在、実家住まいですが、手狭になったため、自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、鉄骨2階建て1棟、53.86㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続する計画でございます。

受理番号2番 犬塚字原平 畑1筆、369㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、近くで加工事業を行っており、現在、従業員の駐車場として、アパート駐車場を間借りしておりましたが、アパート入居者等にも支障があり、今回新たな従業員駐車場が必要となり、駐車場5台分を計画したものでございます。

これで、議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号1番について、去る6日、油原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号2番について去る6日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、従業員駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### 日程8 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 11ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番 大島字中蒲 田1筆, 924㎡についてですが、平成6年頃より、資材置場として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 市崎字丑新田 田2筆, 871㎡についてですが、昭和37年以前より宅地として利用されており、撮影年月日、昭和37年5月14日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号3番 江戸崎字外浦 外1地区, 畑2筆, 2,258㎡

受理番号4番 羽賀字小原 畑1筆, 908㎡についてですが、それぞれ耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いをいたします。

受理番号1番について、関口委員より報告をお願いをいたします。

○15番（関口邦子君） 15番関口です。受理番号1番について、去る6日、木内委員と推進委員の平山委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から資材置場として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、内田委員より報告をお願いをいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号2番について、去る6日、山口委員と推進委員の中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地と

して利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いをいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号3番について、去る6日、横田委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、墳本委員より報告をお願いをいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号4番について、去る6日、村山委員と岡野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

---

#### 日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 12ページをお開き願います。

議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、新規設定が、2件、6筆、5,433平方メートル、再設定が、3件、23筆、46,491平方メートル、合計、5件、29筆、51,924平方メートルの利用権設定でございます。

新規設定につきまして、説明いたします。

受理番号1番 柴崎字切上 田5筆, 4, 780平方メートル, 利用目的は水稻, 期間は5年, 小作料は10アール当たり玄米105キロです。設定を受ける方の農作業従事日数は210日です。

受理番号2番 太田字蒲沼 田1筆, 653平方メートル, 設定を受ける方は, 5, 124アールを経営する法人で, 利用目的は水稻, 期間は5年, 小作料は10アール当たり玄米120キロです。受理番号3番から受理番号5番までの再設定につきましては, 議案書のとおりです。

新規設定, 再設定いずれも, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは, 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号, 「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を採決をいたします。

本案は, 原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって, 本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第7号, 「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(谷部義也君) 14ページをお願いいたします。

議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で, 農地中間管理事業を実施する, 茨城県農林振興公社が, 中間管理権を取得するものでございます。今回は, 11件, 33筆, 83, 924平方メートルについての利用権設定でございます。詳細につきましては, 議案書のとおりでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは, 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 16ページをお願いいたします。

議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。今回は、新規配分が11件、33筆、83,924平方メートル、再配分が10件、42筆、70,316平方メートルの配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、茨城県知事が配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けることとなります。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時35分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

7番委員 吉 田 武

8番委員 内 田 和 新